

議案第 9 5 号

岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和52年岩倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(防疫作業手当の特例)

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が必要と認めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、別表（防疫作業手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年1月27日から適用する。